厚生労働省
静岡労働局

Press Release

平成２７年１１月２４日
職業安定部需給調整事業課
担当　需給調整事業課長　梅津　恵子
　　　主任需給調整指導官　遠藤　徳一
電話　０５４－２７１－９９８１

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局（局長：野村　栄一）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第１４条第２項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第４９条第１項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

下記の派遣元事業主は、職業安定法第４４条において禁止されている労働者供給事業を行っていた。

記

第１　被処分派遣元事業主

名　　　　称	株式会社　ゼンシン（代表取締役　髙田　清貴）
所　在　地	静岡県磐田市富丘１００－５
許可に関する事項	許可番号　　派２２－３０００６６
	許可年月日　平成１７年1月1日

第２　処分内容

（１）労働者派遣法第１４条第２項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第４のとおり）

（２）労働者派遣法第４９条第１項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第５のとおり）

第３　処分理由

株式会社ゼンシンは、平成２５年1月１日から平成２６年１１月３０日までの間、同社の代表取締役 髙田清貴 が別途代表取締役を務めるＡ社で雇用した労働者を、少なくとも、延べ２０，３７７人日、株式会社ゼンシンの雇用労働者であると偽り、労働者派遣と称して複数の派遣先に供給し、もって職業安定法第４４条において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

第４　労働者派遣事業停止命令の内容

平成２７年１１月２５日から平成２７年１２月２４日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第５　労働者派遣事業改善命令の内容

（１）労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
○　職業安定法第４４条

（２）上記の「第３　処分理由」に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

（３）労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

【概要】

≪平成25年1月1日～平成26年11月30日≫

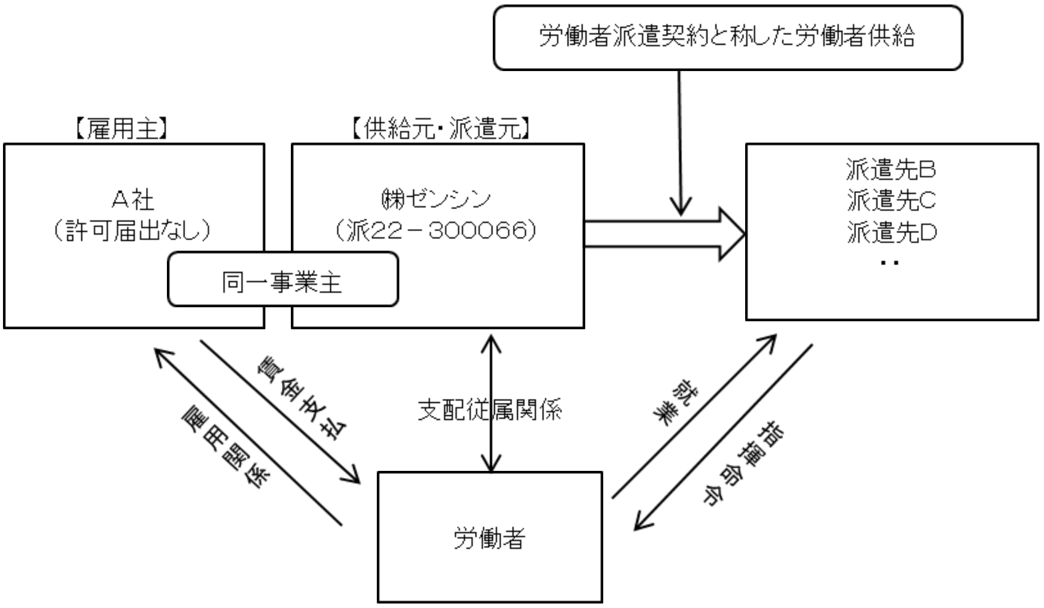

【　参　考　】

○　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　労働者派遣　自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二　派遣労働者　事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。

三　労働者派遣事業　労働者派遣を業として行うことをいう。

四　（略）

（労働者派遣事業の許可）

第五条　労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２～５　（略）

（許可の取消し等）

第十四条　厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一　（略）

二　この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三　（略）

四　（略）

2　厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（改善命令等）

第四十九条　厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）
第五十六条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
2　（略）

○　同法施行規則（抄）

（権限の委任）
第五十五条　次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
一　法第十四条第二項の規定による命令
二・三　（略）
四　法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令
五～七　（略）

○　職業安定法（抄）

（労働者供給事業の禁止）
第四十四条　何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自ら指揮命令の下に労働させてはならない。